

第4回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月26日 午後6時から
- 2 開催場所 由仁町役場 3階大会議室
- 3 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について
(7件)
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(所有権移転3件、使用貸借1件)
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分2件)
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)
- 日程第7 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転11件、賃貸借4件)

4 出 席 委 員 1番 本間俊明 2番 高嶋雅彦 3番 中道雅彦
4番 川端敦 5番 杉本道哉 6番 上野祐司
7番 鷺見幸生 8番 森長正徳 9番 橋口善一郎
10番 松田一博 11番 北川正則 12番 西田勝敏
13番 田中昭一 14番 川崎浩樹 15番 佐藤弘之

5 事務局 説明員 局長 青木祐次 主査 高山亮一

- 局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。
- 局長 ただいまから令和5年第4回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきま
す。
- 会長 挨拶
- 局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。
- 議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第4回総
会の出席者は15名です。
- 議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第4回総会は成立了いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。
- 議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
1番 本間委員、2番 高嶋委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』
土地の賃貸借及び使用貸借について、合意解約の通知があつた
ので、審議決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くだ
さいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているた
め、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定によ
り原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、
合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面
で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できること
となっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定によ
り合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記
載した通知書を農業委員会に提出することとされていることか
ら、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開きください。

1番は、使用貸借の解約、2番目以降は賃貸借の解約です。

1番から3番については、関連がありますので合わせて説明いた
します。

1番から3番は、借主の法人化に伴い、貸主が新たにその法人
へ貸付するために解約するものです。

1番ですが、貸主は山形自治区の[REDACTED]氏、借主は[REDACTED]
[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、山形56-1から79-2の3筆の田、23筆の畑、2
筆の樹園地で、合計面積は91,538m²です。

議案の3ページをお開きください。

2番ですが、貸主は山形自治区の[REDACTED]氏、借主は同じく山

形自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、山形 95 から 111 の 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 44,184 m²です。

3 番ですが、貸主は札幌市豊平区の [REDACTED] 氏、借主は山形自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、山形 442 から 451 の 4 筆の田で、合計面積は 32,495 m²です。なお、本件に伴う新たな貸借契約につきましては、この後の議案で審議いただきます。

議案資料は 1 ページから 4 ページになります。

3 月 23 日、4 月 10、4 月 20 日に、それぞれ『解約通知書』の提出がありました。いずれも、合意解約の成立した日は通知書の提出と同日付、土地の引渡しは 4 月 28 日に行われるものであり、6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

議案の 3 ページをお開きください。

4 番ですが、貸主は古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく古川自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、東栄 314-1、323-1 の 2 筆の田で、合計面積は 8,933 m²で、借主が心身の故障により耕作できなくなつたため解約するものです。なお、本件に伴う新たな貸借契約につきましては、この後の議案で審議いただきます。

議案資料の 5 ページをお開きください。

4 月 12 日に『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の 4 月 12 日、土地の引渡しは 4 月 28 日に行われるものであり、6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

議案の 3 ページをお開きください。

5 番ですが、貸主は苫小牧市東開町の [REDACTED] 氏、借主は川端自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、川端 1360-1 の 1 筆の田で、面積は 2,092 m²で、借主が経営規模を縮小するため解約するものです。なお、解約した農地は売買することとなっており、この後の議案で審議いただきます。

議案資料の 6 ページをお開きください。

3 月 29 日に『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成

立した日は同日の3月29日、土地の引渡しは4月28日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の1番から5番の説明を終わります。

議長 議案第1号の1番から5番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号の1番から5番については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号の1番から5番については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 議案第1号の6番と7番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは、議案第1号の6番と7番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案3ページをお開きください。

6番と7番については、関連がありますので合わせて説明いたします。

6番ですが、貸主は古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく古山自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、古山116、熊本136-1の2筆の田で、合計面積は13,692m²です。

7番ですが、貸主は古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく古山自治区の [REDACTED] でございます。

土地の所在は、熊本22-1、26-2の2筆の田で、合計面積は15,389m²です。

6番と7番の農地について、それぞれの所有者間で交換するため、現在の賃貸借を解約するものです。なお、本件に伴う所有権の移転につきましては、この後の議案で審議いただきます。

議案資料は7ページと8ページになります。

いずれも4月20日に『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の4月20日、土地の引渡しは4月28日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号6番と7番の説明を終わります。

議長 議案第1号の6番と7番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号の6番と7番については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号の6番と7番については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

([REDACTED] 委員着席)

議長 議案第1号の6番と7番については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしましたので、[REDACTED] 委員に報告します。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があつたので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転3件、使用貸借2件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりませんが、全ての要件を満たしているものと判断されます。

それでは議案5ページをお開きください。

1番から3番は所有権移転の案件です。

1番ですが、土地の所在は川端1360-1、1361-1の1筆の田と1筆の畠で、合計面積は4,975m²です。

譲渡人は、苦小牧市東開町の[REDACTED]氏、譲受人は川端自治区の[REDACTED]です。

申請理由は、譲渡人は、賃貸借の解約に伴い申請地を売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料9ページをお開きください。

申請地は、国道274号線の南側にある川端地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の1番の説明を終わります。

議長 議案第2号の1番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号の1番については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の1番については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 議案第2号の2番と3番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは、議案第2号の2番と3番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案5ページをお開きください
2番と3番については、関連がありますので合わせて説明いたします。

2番ですが、土地の所在は古山116、熊本136-1の2筆の田で、合計面積は13,692m²です。

譲渡人は、古山自治区の[REDACTED]氏、譲受人は同じく古山自治区の[REDACTED]氏です。

3番ですが、土地の所在は熊本22-1、26-2の2筆の田で、合計面積は15,389m²です。

譲渡人は、古山自治区の[REDACTED]氏、譲受人は同じく古山自治区の[REDACTED]氏です。

申請理由は、所有者相互の営農の便益のため、2番と3番の農地を所有者間で交換するものであります。

農地の価格については、2番の農地が [REDACTED] 円、3番の農地が [REDACTED] 円であります。面積に対する差額分の [REDACTED] 円が [REDACTED] 氏から [REDACTED] 氏に支払われる契約となっております。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料 10 ページをお開きください。

申請地は、町道若月支線沿いにある農地で、2番が許可申請地①、3番が許可申請地②と書かれた白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の2番と3番の説明を終わります。

議長 議案第2号の2番と3番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号の2番と3番については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の2番と3番については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

([REDACTED] 委員着席)

議長 議案第2号の2番と3番については、当農業委員会として許可することに決定いたしましたので、[REDACTED] 委員に報告します。

議長 それでは、議案第2号の4番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案6ページをお開きください。

4番以降は、使用貸借の案件です。

4番ですが、法人化に伴う使用貸借で、土地の所在は、山形 56-1 から 79-2 の3筆の田、21筆の畑、2筆の樹園地で、合計面積は

91,538 m²です。

貸主は山形自治区の [REDACTED] 氏、借主で [REDACTED] 氏が代表を務める [REDACTED] へ使用貸借するものです。契約期間は 30 年間です。

農地所有適格法人の要件確認について、説明をいたしますので、議案資料 11 ページをお開きください。

農地所有適格法人の要件は 5 つあり、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全てを満たす必要があります。

法人の概要についてですが、法人の名称は、[REDACTED]、設立年月日は、令和 5 年 2 月 1 日です。主たる事務所の所在地は、由仁町山形 81 番地で、経営面積は、19.57ha です。

1 つ目の要件は、法人形態要件ですが、法人の形態は株式会社、合同会社などの持分会社、農事組合法人であることとされています。

[REDACTED] については、株式会社のため要件に該当します。

2 つ目は、事業要件で農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業を主として行っているかどうかで判断されるものであります。

[REDACTED] については、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3 つ目は、構成員要件で、農地提供者・農業常時従事者などに該当する株主が保有している議決権の割合が 50% 超であることとされています。

[REDACTED] は、構成員 2 名すべてが農業常時従事者で、その 2 名の議決権は 50% を超えていますので、要件に該当します。

4 つ目は、業務執行役員要件で、役員の過半が常時従事者でなければなりません。

役員 2 名すべてが農作業常時従事者でありますので、要件に該当します。

5 つ目は、農作業従事要件ですが、役員・出資者のうち 1 名以上が 60 日以上農作業に従事する必要がありますが、農作業常時従事者である役員 2 名が、農作業従事日数 60 日以上ですので、要件に該当しています。このように、[REDACTED] につきましては、5 つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

議案 6 ページをお開きください。

5番ですが、土地の所在は熊本 22-1、26-2 の 2 筆の田で、合計面積は 15,389 m²です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主で [REDACTED] 氏が代表を務める [REDACTED] へ使用貸借するものです。契約期間は 40 年間です。

以上で議案第 2 号の 4 番と 5 番の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 4 番と 5 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようすで採決に入ります。

議案第 2 号の 4 番と 5 番については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 2 号の 4 番と 5 番については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 5、議案第 3 号『農地法第 4 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 3 号『農地法第 4 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第 3 号について、ご説明いたします。

本件は、農業用施設の建設に係る農地転用 2 件であります。

議案の8ページをお開きください。

1番ですが、申請人は本三川自治区の[REDACTED]で、申請地につきましては、本三川 693-6、693-8 の2筆の田 1,480 m²です。

申請内容につきましては、農機具や収穫した農作物などを格納するための農業用倉庫を新築するもので、残地については、農作業機置き場及び通路として利用するものであります。

工期は、5月8日から8月末までであります。

次に2番ですが、申請人は中三川自治区の[REDACTED]氏で、申請地につきましては、中三川 74-2 の畠 1,474 m²です。

申請内容につきましては、農機具や収穫した農作物などを格納するための農業用倉庫を新築するもので、残地については、通路として利用するものであります。

工期は、7月1日から9月末までであります。

いずれも申請地は、農振農用地区域内の農地であり、農地法上では、原則転用はできませんが、農振農用地区域から除外を行えば、農業用施設や地域農業の振興に資する施設などについては、農地法上の例外許可事由に該当することから、転用は可能となります。そのため、今後は町で本件の申請地について、農振農用地区域からの用途区分変更手続きを行うことになります。

農地転用の許可基準では立地基準と一般基準というものがあり、立地基準は農地を、農振農用地区域内農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地に区分したうえで、転用の用途に照らし合せて判断することになり、農振農用地区域内農地と第1種農地は優良農地ということで例外規定はありますが、原則転用不可でございます。第3種農地は市街地もしくは市街地化が著しいところにある農地で、こちらは原則許可となっています。第2種農地は1種にも3種にも該当しない農地であり、第2種農地は、第1種とほぼ同様の取り扱いになりますが、非農地や第3種農地に立地困難で代替できない場合は、例外許可事由にあたり、転用可とされています。

農地を区分する立地基準で問題がなければ次に一般基準によって判断することになります。

一般基準の主なものとして、資力・信用があるか、計画に基づ

いて確実に事業を実施できる見込みがあるか、事業実施にあたって必要な同意を関係者から得ているか、他の法令が関わる場合に許認可等を受ける見込みはあるか、転用面積は転用目的を達成するうえで妥当な面積か、周辺農地への影響や災害の恐れがないかといった観点から審査を行います。

それでは申請地の概要について説明いたしますので、議案 9 ページをお開きください。

1 番の [REDACTED] の申請地は、右上の図面で、国道 234 号線沿いの本三川地区にある白線で囲まれた 2 筆の農地であります。

土地利用計画については、右下の図面に記載されているとおりの計画となっております。

議案の 10 ページをお開きください。

2 番の [REDACTED] 氏の申請地は、右上の図面で、国道 274 号線沿いの中三川地区にある白線で囲まれた農地であります。

土地利用計画については、右下の図面に記載されているとおりの計画となっております。

今回の申請については、農業者の営農上止むを得ないものであり、かつ、必要最小限の面積であることが求められますが、転用面積も最小限に抑えられており、農業の振興が図られるものと判断されるものであることから、申請内容は妥当と判断されると思われます。

また、審査内容については、別添の議案資料の 12 ページから 15 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されており、西田部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、4 月 17 日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようすで採決に入ります。

議案第3号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第4号について、ご説明いたします。

本件は砂利採取等に伴う一時転用1件であります。

議案の12ページをお開きください。

申請者は、土地所有者である岩内自治区の[REDACTED]氏で、事業実施者は、栗山町字継立の[REDACTED]です。

事業実施場所につきましては、岩内2705、2706の2筆の田で、転用面積は38,235m²です。

転用期間は、令和5年5月20日から令和6年5月19日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。しかし、一時転用ですので、問題あ

りません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 16 ページ、17 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 13 ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、道道夕張長沼線沿いの岩内地区にある、申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されており、西田部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、4月 17 日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないと認めます。

よって、議案第 4 号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が11件、賃貸借が4件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の4月28日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案15ページをお開きください。

1番から11番については、所有権移転の案件で、農地保有合理化事業の賃貸期間満了及び早期売渡に伴う公益財団法人北海道農業公社からの売渡しでございます。

1番ですが、土地の所在は新光313-1から422の3筆の田で、合計面積は36,726m²、売買価格は[]円です。

譲受人は、下古山自治区の[]、平成25年度の10年タイプ事業です。

2番ですが、土地の所在は山桜440-1から441-3の4筆の田で、合計面積は33,369m²、売買価格は[]円です。

譲受人は、下古山自治区の [REDACTED]、令和元年度の5年タイプ事業で、譲受人の申し出により1年早期の売渡でございます。

3番ですが、土地の所在は山林1000から本三川80-1までの21筆の田と2筆の畠で、合計面積は99,479m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、本三川自治区の [REDACTED]氏、平成30年度の5年タイプ事業です。

4番ですが、土地の所在は岩内3154、3252の2筆の田で、合計面積は57,212m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、岩内自治区の [REDACTED]氏、平成30年度の5年タイプ事業です。

5番ですが、土地の所在は古山1328-1から1331-4の3筆の畠で、合計面積は31,816m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、西三川自治区の [REDACTED]氏、平成25年度の10年タイプ事業です。

6番ですが、土地の所在は熊本873から1002までの5筆の田と2筆の畠で、合計面積は72,924m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、山林自治区の [REDACTED]、平成25年度の10年タイプ事業です。

議案16ページをお開きください。

7番ですが、土地の所在は西三川534から538までの3筆の田で、合計面積は57,338m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、西三川自治区の [REDACTED]氏、平成30年度の5年タイプ事業です。

8番ですが、土地の所在は本三川202から305の5筆の田で、合計面積は49,311m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、本三川自治区の [REDACTED]氏、平成30年度の5年タイプ事業です。

9番ですが、土地の所在は中三川273、274の2筆の田で、合計面積は22,519m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、平成 30 年度の 5 年タイプ事業です。

10 番ですが、土地の所在は東三川 1609、1610 の 2 筆の田で、合計面積は 21,070 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、平成 30 年度の 5 年タイプ事業です。

11 番ですが、土地の所在は川端 1477、1491-1 の 2 筆の田と 7 筆の畠で、合計面積は 42,547.34 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、東三川自治区の [REDACTED]、平成 25 年度の 10 年タイプ事業です。

議案 17 ページをお開きください。

12 番から 15 番については、賃貸借の案件です。

12 番ですが、土地の所在は、山形 95 から 111 の 4 筆の田と 2 筆の畠で、合計面積は 44,184 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畠が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく山形自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、山形 442 から 451 の 4 筆の田で、合計面積は 32,495 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市豊平区の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、山形 567-1、569-1 の 2 筆の田で、合計面積は 27,468.96 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、恵庭市恵み野の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

以上で議案第 5 号 1 番から 14 番までの説明を終わります。

議長 議案第5号の1番から14番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の1番から14番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の1番から14番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第5号の15番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([] 委員退席)

議長 それでは、議案第5号の15番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 15番ですが、土地の所在は、東栄314-1、323-1の2筆の田で、合計面積は8,933m²です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、古川自治区の [] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [] 氏で、新規の案件です。

以上で議案第5号の15番の説明を終わります。

議長 議案第5号の15番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

議長 議案第5号の15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[] 委員に報告します。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 19時 00分)

議事録署名委員

1番 木間俊明 

2番 高嶋雅彦 